

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年四月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

路線名	県道秩父上名栗線
供用開始の区間	秩父市中町一三六〇番一地先から同市中町一三二五番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和二年四月二十八日
備考	平成二十年一月八日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二六一・三メートル